

帰還困難区域へ公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ (注意事項)

1. 公益目的の一時立入りとは

立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者が、自らの責任において帰還困難区域に立入りをを行うものです。公益目的とは、具体的には以下のような場合になります。これらの公益目的に該当しない場合は、帰還困難区域への立ち入ることはできません。

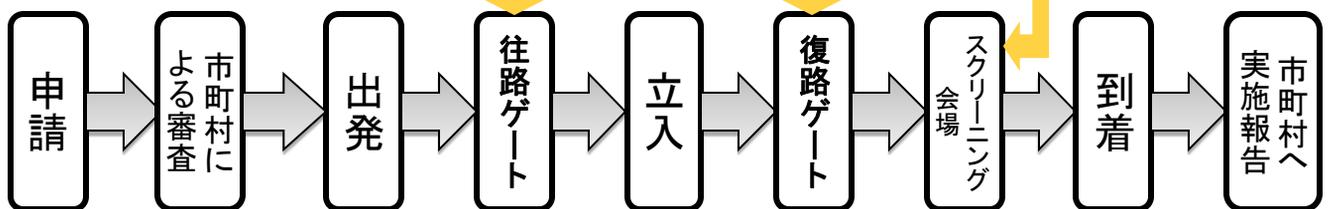
- (ア) 住民基本台帳等、それがなければ避難住民に対する公共サービスの遂行が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (イ) 病院のカルテ等、それがなければ避難住民の健康の維持が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (ウ) 事業の継続や雇用の維持のため、重要物品の持ち出し等を目的に立入る場合
 - 1 全国又は当該地域において重要な生産活動を行っている事業者
 - 2 生活必需品はじめ住民生活に密着した製品を製造している事業者
 - 3 地域の雇用に大きく貢献している事業者
 - 4 震災復興に関連する事業活動を行っている事業者
 - 5 地域経済を支える重要な事業活動を行っている事業者
- (エ) その他町長が公益上特に必要と認められるもの

2. 公益目的の一時立入りの流れ

立入の際は、市町村から発行された通行証及び申請書の写しに加え、運転手を含めて乗員全員が運転免許証等の公的な証明書を必ず持参して下さい。

- ※申請書に登録した立入者・車両以外は立入ることはできません。
- ※申請書に登録したルート以外は立入ることはできません。

- ①立入者及び搬出車両のスクリーニングを必ず行ってください。
- ②毛萱・波倉スクリーニング場のみ、重機、特殊車両、大型車両のスクリーニングが可能です。
- ③車両の洗浄についても毛萱・波倉スクリーニング場のみとなります。



※立入りにあたっては、注意事項を守って立入り下さいますよう、お願い申し上げます※

3. 持ち出しに留意いただくもの

以下のものについては、持ち出しをご遠慮いただいております。

- ・食べ物、薬、化粧品
- ・生き物
- ・事業に関係のないもの
- ・**スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたもの**(裏面参照)
- ・屋外にある農機具など除染が困難なもの

4. 防護装備

放射線防護の観点から、以下の装備をご自身で用意し、着用の上、立入りを行ってください。

- ・防護服又は雨合羽(長袖・長ズボンの場合は不要)
- ・帽子
- ・マスク
- ・靴カバー
- ・ゴム手袋

5. 放射線管理

- ・帰還困難区域への立入りに際しては、GMサーベイメータ及び線量計を必ず用意してください。線量計は、立入る人数分必要です。お持ちでない場合は市町村にご相談ください。
- ・「2. 公益目的の一時立入りの流れ」のスクリーニング(汚染の計測)場では、身体及び搬出車両のみスクリーニングを行うこととなっておりますので、立入車両及び搬出物品については、ご自身でGMサーベイメータを使用して必ずスクリーニングを実施してください。スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたものは搬出できません。
- ・一時立入りに際しては、一回の立入りあたり被ばく線量が1mSv以内となるよう線量計による管理を徹底してください。
- ・事業者は、「東日本大震災により生じた放射生物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(除染電離則)を遵守してください。

・GMサーベイメータ



搬出物品等の汚染を計測

・線量計



身体が受けた被爆量を計測

6. 同意事項

帰還困難区域への一時立入りにあたっては、以下の全ての事項を確認の上、同意の場合は申請書「⑥立入者」の「同意事項確認」欄にチェックをお願いします。

- 帰還困難区域が危険であることを十分認識し、自らの責任において立入りを実施します。
- 大熊町から発行された通行許可証及び申請書の写しを必ず持参し、立入者全員が運転免許証等の公的な証明書を必ず携行します。
- 帰還困難区域を出る際には、自身の体及び立入車両について、確実にスクリーニングを実施し、必要があれば除染を行います。物品を持出す場合には、現場において積込み前に放射線測定を行い、汚染されていないもののみを持ち出します。また、帰還困難区域に残されていた車両を搬出する場合には、必要があれば除染を実施した上で、汚染されていない車両のみを持ち出します。
- 申請内容を遵守します。申請内容以外の行動が判明した場合は、通行証を返却します。
- 一時立入りに付随して発生するゴミ等の廃棄物は、除染が必要なものを除いて立入者が責任を持って適正な処分をします。

7. その他

- ・町内帰還困難区域へ立入できる時間は、原則9:00～16:00となります。時間を越えてしまうと区域内に閉じ込められてしまいますのでご注意ください。
- ・一時立入り終了後、速やかに市町村へ実施報告をしてください。また、立入りをしなかった場合もその旨報告してください。
- ・申請書作成の際には、目的・搬出物・数量を具体的に記載してください。
- ・帰還困難区域に立入る際は、必ず申請書の写し及び通行証に加え、運転手を含めて乗員全員が運転免許証等の公的な証明書を携行してください。検問時又は入域時に、警察等から申請書の内容を確認される場合があります。